

高知市公園施設長寿命化計画策定委託業務（8-1）共通仕様書

第1章 総則

（業務の目的）

第1条 社会資本全体における課題として、ストックの増大及び老朽化の進行に対し、必要な社会資本整備とのバランスを図りつつ、既存ストックの機能を維持することが必要となっている。

そのため、本市においても厳しい財政状況の下、安全・安心を確保しつつ、重点的・効率的な維持管理や更新投資を行っていくため、施設の長寿命化計画を策定し、計画に基づく維持管理・更新を適確に行う取組みが進められている。

公園施設についても、長寿命化と機能、安全の確保及びライフサイクルコスト縮減の観点から「公園施設長寿命化計画」の策定を行い、予防保全型管理による長寿命化対策を含めた計画的な改築等の推進に努め、また、計画期間の見直しなどの必要があることから、本委託業務を行うものである。

（一般仕様書の適用範囲）

第2条 業務の実施においては、本仕様書に従い施行しなければならない。

ただし、特別な使用については、特記仕様書に定める仕様に従わなければならない。

（費用の負担）

第3条 業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

（法令等の遵守）

第4条 受注者は、業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

（中立性の保持）

第5条 受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するように努めなければならない。

（秘密の保持）

第6条 受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（公益確保の義務）

第7条 受注者は、業務を行うにあたっては、公共安全、環境その他の公益を害することのないように努めなければならない。

（提出書類）

第8条 受注者は、業務の着手及び完了にあたって、本市の定める契約約款のほか、次の各号の

書類を提出しなければならない。

- (1) 着手届
 - (2) 工程表
 - (3) 管理技術者届
 - (4) 照査技術者届
 - (5) 管理技術者経歴書
 - (6) 照査技術者経歴書
 - (7) 職務分担表
 - (8) 完了届
 - (9) 納品書
 - (10) その他指示するもの
- 2 受注者は、契約時又は変更時において、委託金額が 100 万円（消費税込み）以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）入力システムに基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けたうえ、次の各号の期間までに登録機関に登録申請しなければならない。
- (1) 受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内
 - (2) 登録内容の変更時は、変更のあったときから、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内
 - (3) 完了時は、完了後 10 日以内
 - (4) 訂正時は適宜

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が届いた際は、その写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。

なお、変更時と完了時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとし、提出の期限は、次の各号のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後 10 日以内とする。
- (2) 完了時登録データの提出期限は、業務完了後 10 日以内とする。
- (3) 業務履行中に、登録データに変更があった場合は、変更のあった日から 10 日以内に変更データを提出しなければならない。

（管理技術者及び技術者）

第 9 条 受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

- 2 管理技術者は、業務の技術上の管理を行うに必要な能力を有するものであること。
- 3 受注者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。
- 4 管理技術者は、業務が完了するまで原則として変更できない。

病床、死亡、退職等やむを得ない理由で変更する場合は、同等以上の技術力を有する者を配置し、本市の了承を得なければならない。

(照査技術者)

第 10 条 照査技術者は、管理技術者と同等以上の資格及び技術力を有する者でなければならない。

また、照査技術者は、管理技術者と同一の者が兼務することはできない。

2 照査技術者は、照査計画表を業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。

3 業務における基本事項の照査は、「照査設計要領」(国土交通省大臣官房技術調査室制定)に基づき実施するものとする。

4 照査技術者は、設計図書に定める、又は監督職員の指示する業務の節目ごとに、その成果の確認を行うとともに、業務完了に伴い照査結果(「照査設計要領」に基づき作成した資料を含む)を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の署名押印のうえ、管理技術者に提出するものとする。

(工程管理)

第 11 条 受注者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

(成果品の審査)

第 12 条 受注者は、業務完了後に本市の成果品審査を受けなければならない。

2 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、直ちに訂正しなければならない。

3 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受注者は、直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

(引渡し)

第 13 条 業務の審査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、本市の検査員の検査合格をもって、業務の完了とする。

(関係官公庁等との協議)

第 14 条 受注者は、関係官公庁等との協議を必要とするとき、又は協議を受けたときは、誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

(参考資料の貸与)

第 15 条 本市は、業務に必要な関係資料等を所定の手続きによって貸与する。

(参考文献等の明記)

第 16 条 業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

(証明書の交付)

第 17 条 必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

(疑義の解釈)

第 18 条 本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、本市、受注者の協議によるものとする。

第 2 章 提出書類

(提出書類)

第 19 条 成果品の提出部数は、次の各号のとおりとする。

- | | | |
|------------------------|-----------|-----|
| (1) 公園施設長寿命化計画報告書 | A 4 版簡易製本 | 2 部 |
| (2) 公園施設長寿命化計画 (A 4 版) | | 3 部 |

第 3 章 参考通知及び資料

(参考通知及び資料)

第 20 条 業務は、次の各号の通知及び資料等を参考にすること。

- | | |
|------------------------------------|--------------------------------|
| (1) 公園施設長寿命化計画策定指針 (案) (改訂版) | (令和 7 年 3 月 国土交通省都市局公園緑地・景観課) |
| (2) 公園施設長寿命化計画策定指針 (案) 参考資料集 | (平成 24 年 4 月 国土交通省都市局公園緑地・景観課) |
| (3) 公園施設長寿命化計画策定指針 (案) 健全度調査・判定事例集 | (平成 24 年 4 月 国土交通省都市局公園緑地・景観課) |
| (4) 公園施設長寿命化計画策定指針を用いた計画策定の進め方 | (平成 24 年 4 月 国土交通省都市局公園緑地・景観課) |

※ 指針の適用にあたっては、最新版を使用すること。

(上記以外の通知及び資料)

第 21 条 上記以外の通知及び資料に準拠する場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受けなければならない。

特記仕様書

(趣旨)

第1条 本特記仕様書は、高知市（以下「本市」という。）が管理する都市公園における「高知市公園施設長寿命化計画策定委託業務（8-1）」（以下「本業務」という。）に適用する。

(業務目的)

第2条 本業務は、本市が管理する都市公園について、安全・安心な公園施設の利用、効率的な維持管理や保全・改修計画を策定するため、維持管理方針を検討し、公園施設長寿命化計画（以下「本計画」という。）の策定を行うものである。

(関係資料等の貸与)

第3条 本業務の委託に際しては、関係する資料を貸与するが、詳細は調査職員と協議によるものとする。

(関係法令等の遵守)

第4条 本業務は、本特記仕様書によるもののほか、次の各号の関係法令等に基づき実施するものとする。

- (1) 地方自治法及び同法施行令
- (2) 都市公園法、同法施行令及び同法施行規則
- (3) 国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・建設省令第9号、令和6年4月改正）
- (4) 都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第3版）（令和6年6月国土交通省）
- (5) 遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2024（令和6年4月 一般社団法人日本公園施設業協会）
- (6) 都市公園の移動円滑化整備ガイドライン 改訂第2版（令和4年3月 国土交通省）
- (7) 公園施設の安全点検に係る指針（案）（平成27年4月 国土交通省）
- (8) 舗装点検要領（平成28年10月 国土交通省 道路局）
- (9) 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）令和7年版（国土交通省大臣官房 官庁営繕部 整備課）
- (10) 高知市個人情報保護法施行条例
- (11) その他の関係法令、規程及び通達等

※ 指針の適用にあたっては、最新版を使用すること。

(管理技術者等)

第5条 管理技術者は、次の各号のいずれかに該当する者を配置しなければならない。

- (1) 技術士法（昭和58年法律第25号）による技術士とし、次のいずれかに要件を満たす者であること。
 - ア 建設部門で選択科目を「都市及び地方計画」とする者。
 - イ 総合技術監理部門で選択科目を「建設で都市及び地方計画」とする者。
 - (2) 一般社団法人建設コンサルタンツ協会が実施するシビルコンサルティングマネージャー（RCCM）試験に合格し、同協会に備えるRCCM登録簿に登録されている者のうち、登録部門を「都市計画及び地方計画」又は「造園」とする者。
 - (3) 建設コンサルタント登録規程第3条第1項のロの規定による国土交通大臣の認定を受けている者のうち、「都市計画及び地方計画」又は「造園」とする者。
- 2 照査技術者は、管理技術者と同等以上の資格及び技術力を有する者でなければならない。
- 3 担当技術者のうち一名は、次の各号のいずれかに該当する者を配置しなければならない。
- (1) 一級建築士
 - (2) 公園施設点検管理士又は公園施設点検技士

(対象公園)

第6条 本業務の対象公園及び施設は、別紙「対象施設一覧」のとおりとする。

(計画準備)

第7条 業務の履行にあたっては、業務概要、実施方針、業務工程、業務組織計画及び打合せ計画等を記載した業務計画書をあらかじめ提出するものとする。

なお、業務計画書の内容を追加、変更する場合は、その都度提出しなければならない。

(予備調査)

第8条 本業務を実施するにあたり、次の各号に掲げる準備を行うものとする。

(1) 資料収集整理

本市が貸与する各種資料を収集、整理を行うとともに、施設ごとに「予防保全型管理を行う候補の施設」と「事後保全型管理を行う施設」とに区分する。

(2) 現地調査

現地調査は、前号により整理された資料を基に、公園施設の設置状況、劣化や損傷の概要を把握し、その結果に基づき予備調査票の作成を行う。

次に、予防保全型管理を行う候補とした施設については、その内容を確認したうえで、予防保全型管理対象施設を確定する。

また、事後保全型管理を行う施設については、この段階で目視により、劣化や損傷の状況確認を行い、その結果を「調査票」に記入し、後の長寿命化計画策定のための基礎資料とする。

(3) 施設位置図の作成

施設位置図は、予備調査票に基づき作成するものとし、施設位置図には、施設コードを記載し、データベースとの整合が図れるようなものとする。

また、施設が多く1枚で収まらない場合においては、施設種別ごとに作成を行うものとする。

施設位置図については、CADデータ（SFC形式等）で作成すること。

(4) 占用施設の整理

今後の公園維持管理に活用できるようなデータとするため、対象公園内にある占用施設について整理を行い、データベース、施設位置図に記載する。

なお、占用施設については長寿命化対象外施設のため、ライフサイクルコストの算出や長寿命化対策の実施は行わないものとする。

(健全度調査と健全度・緊急度判定)

第9条 予備調査において「予防保全型管理を行う候補の施設」に分類された公園施設を対象に、次の各号の業務を行うものとする。

(1) 健全度調査

健全度調査は、「予防保全型管理を行う候補の施設」について、一般施設・遊具・土木構造物・建築物・各種設備という調査対象施設の区分に応じて実施し、より詳しく構造材や消耗材の劣化や損傷の状況を確認し、後の判定や計画の基礎情報とするために実施する。

健全度調査の方法等の詳細については、「公園施設の安全点検に係る指針（案）」に基づくものとし、既往の点検結果資料等があれば、その結果を基礎資料として活用することを基本とする。

(2) 健全度・緊急度の判定

健全度調査結果を基に、公園施設ごとの劣化や損傷状況、安全性等を確認し、公園施設の補修もしくは更新の必要性について、総合的な判定を行うものとする。

健全度調査で得られた情報は、各施設における損傷箇所等の状況判定を総合的に勘案し、その施設の健全度についても判定を行うものとする。

健全度の総合的な判定は、下表の健全度判定基準によりランク付けを行うものとする。

表 健全度判定基準

| 健全度 | 評価基準 |
|-----|---|
| A | 修繕の必要がなく、通常点検で管理するもの。 |
| B | 修繕の必要はないが、通常点検のほか定期的な観察が必要なもの。または、当面は軽微な維持管理の中で対応していくもの。 |
| C | 重大な事故に繋がらないが、部分的な修繕により利用可能なもの。または、部分的な修繕が必要とされるもの。 |
| D | 重大な事故に繋がる恐れがあり、緊急な修繕（更新、改築）が必要とされるもの。または、施設使用の中心措置の検討が必要となるなど、緊急な修繕（更新、改築）が必要なもの。 |

なお、各施設は部材から構成されており、材質によって劣化や損傷の状況も異なるため、健全度の判定にあたっては、部材単位で劣化や損傷の状況进行评估し、総合的な健全度判定を見直すものとする。

緊急度判定については、「高・中・低」の三段階評価を標準とし、設定にあたっては、対策実施の優先度について「任意に設定した考慮すべき事項（指標）」を設定し、優先度を評価するとともに、優先順位を明確にするものとする。

(3) 調査判定票等とりまとめ

健全度調査対象の施設及び目視点検を実施した事後保全型管理を行う施設についての各判定結果等を、「公園施設長寿命化計画基礎資料」として取りまとめるものとする。

とりまとめた結果については、「健全度調査票」、「<様式2>公園施設長寿命化計画調書（都市公園別）」の該当欄に記入するものとする。

（長寿命化計画の検討と見直し）

第10条 健全度結果及び遊具点検結果に基づいて、次の各号の基本方針の検討と見直しを行うものとする。

(1) 長寿命化のための基本方針

公園全体のあり方及び個別施設ごとに、長寿命化のための基本方針を検討するものとするが、予防保全型管理を前提として、定期点検等の実施と計画的な補修に関する方針等について、取りまとめを行うものとする。

(2) 日常的な維持管理に関する基本方針

健全度調査で明らかとなった公園施設の維持保全に関する改善点を加味し、公園の管理体制、日常点検や定期点検などの実施方針、異常が発見された時の措置方針等について取りまとめを行うものとする。

2 公園施設の長寿命化対策の検討

(1) 基本的事項の整理

公園施設の長寿命化対策について検討を進めるに当たり、設定が必要となる

基本的な事項を整理する。

(2) 予防保全型管理の具体的対策の検討

ア 予防保全型管理の具体的対策の検討は、公園施設の長寿命化と機能の確保、安全性の確保及びライフサイクルコストの縮減を目的とする。

イ 定期的な健全度調査の方針設定を行う。

ウ 予防保全型管理における対策時期及び補修・更新方法設定を行う。

(3) 長寿命化対策費等の算出

ア 計画期間中に実施する対策に必要な長寿命化対策費等の概算を、施設ごとに算出する。

イ 概算費用は、「定期的な健全度調査に関する費用」、「補修に関する費用」「撤去、更新に関する費用」とする。

(4) 事後保全型管理に分類し、計画に位置づける公園施設の対策

事後保全型管理に分類した公園施設について、更新見込み年及び更新費を設定する。

(5) 年次計画の検討

算出した概算費用について、年次計画を策定する。

3 ライフサイクルコストの検討

予防保全型管理とした施設について、予防保全型管理を行う場合と事後保全型管理を行う場合のライフサイクルコストの比較を行い、縮減効果が出ないものは管理類型の見直しについて本市と協議する。

(1) 健全度調査・判定の結果を踏まえ、施設ごとに長寿命化対策を行う場合の時期や対策内容を設定する。

(2) 予防保全型管理、事後保全型管理それぞれに要する費用、使用見込み期間を用いて、単年度あたりライフサイクルコストの額をそれぞれ算出し、どちらが低廉なコストでの管理となるかを比較し、施設ごとの管理類型を決定する。

なお、予防保全に必要な工事の内容、費用、時期及び使用見込み期間等の設定については、指針案に基づくとともに、本市と協議の上、決定する。

(3) 予防保全型管理施設に対する長寿命化対策費の計上については、使用見込み期間における長寿命化対策費（「定期的な健全度調査に関する費用」＋「補修費」）として、使用見込み期間中に生じる費用として計上する。

4 長寿命化計画のとりまとめ

前項までの検討結果を踏まえ、それぞれの公園ごとの長寿命化計画として整理し、その結果を「公園施設長寿命化計画調書」としてとりまとめる。

5 報告書の作成

本業務にて調査・検討した結果を、公園施設長寿命化計画報告書（計画調書、点検票等）として作成を行うものとする。

(打合せ協議)

第 11 条 打合せ協議は、業務着手時 1 回、中間 1 回、成果品納入時 1 回の計 3 回を標準とし、業務着手時及び成果品納入時には管理技術者が出席するものとする。

- (1) 業務着手時 (業務の進め方等について)
- (2) 中間時 (予備調査結果と健全度調査ならびに判定方法について)
- (3) 成果物納入時 (成果品について)

(成果物)

第 12 条 受注者は、業務を完了したときは遅滞なく下記の成果物を提出しなければならない。

なお、成果物等に誤謬等があった場合には、受注者の責において修正すること。

- (1) 公園施設長寿命化計画報告書・・・A 4 版簡易製本 2 部
原稿としての電子データ (CD-R) 1 枚

報告書は、「公園施設長寿命化計画」のほか、次の資料を添えること。

- ① 業務概要等
 - ② 公園施設長寿命化計画基礎資料
 - ③ 計画の示した長寿命化対策の根拠となる資料等
(ライフサイクルコスト算出根拠)
 - ④ 各種施設の点検調査票及び写真
 - (2) 公園施設長寿命化計画・・・・・・A 4 版簡易製本 3 部
原稿としての電子データ (CD-R) 3 枚
- ① 表紙
 - ② 公園施設長寿命化計画・・・・・・(様式 0)
公園施設長寿命化計画報告書
 - ③ 総括表・・・・・・(様式 1)
 - ④ 公園施設長寿命化計画調書 (都市公園別)・・・・・・(様式 2)
 - ⑤ 公園施設長寿命化計画調書 (公園施設種類別現況)・・・・・・(様式 3)

【別紙】高知市公園施設長寿命化計画策定(8-1) 対象施設一覧

| | No | 公園名 | 公園規模 |
|------|----|------------|------|
| 計画更新 | 1 | 丸池公園 | 近隣 |
| | 2 | 小高坂平和児童公園 | 街区 |
| | 3 | 青柳公園 | 近隣 |
| | 4 | 種崎公園 | 近隣 |
| | 5 | 大谷公園 | 近隣 |
| | 6 | 高須公園 | 近隣 |
| 新規策定 | 7 | 西久万蟻ヶ谷公園 | 街区 |
| | 8 | 中万々城ノ南公園 | 街区 |
| | 9 | 初月公園 | 近隣 |
| | 10 | ライオンズヒルズ公園 | 街区 |
| | 11 | みかづき5号公園 | 街区 |
| | 12 | 大原緑地 | 街区 |
| | 13 | 横内3号公園 | 街区 |
| | 14 | 新田公園 | 街区 |
| | 15 | 加賀野井公園 | 街区 |
| | 16 | 若草町公園 | 街区 |
| | 17 | 南ヶ丘西公園 | 街区 |
| | 18 | 南ヶ丘くすのき公園 | 街区 |
| | 19 | 福井公園 | 近隣 |